

耐震改修申告書は、エコリフォームの申請において、工事完了後に耐震改修工事を行ったことを申告する際に作成する書類です。  
耐震改修証明書と合わせて提出してください。

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません。)

1 申告書を作成した日を記入してください。

2 リフォームした住宅の所在地を記入してください。  
※ 申請書に記載された情報と同じ内容を記入してください。

3 リフォームした住宅の種別を記入してください。  
※ 申請書に記載された情報と同じ内容を記入してください。

4 【を「はい」にチェックした場合のみ記入】  
5 の住宅の耐震改修に要した額から、耐震改修に関する省エネ住宅ポイント以外の他の補助金で交付を受ける額を引いた額が150,000円を超える場合はチェックを入れてください。  
※ 耐震改修に関する省エネ住宅ポイント以外の他の補助金で交付を受ける額は、将来交付を受ける予定の額も含まれます。  
6 耐震改修に関する各地方公共団体の補助金と併用ができる場合があります。  
7 補助金等を併用する際、〔当該住宅の耐震改修に要した額〕から〔他の補助金で交付を受ける額を引いた額〕が150,000円(共同住宅等の場合は、総戸数×150,000円)未満の場合、本制度において耐震改修の申請をすることはできません。

8 申請者本人の[氏名][現住所][電話番号]を記入してください。  
本申告書の記載内容に誤りがないかを確認の上、押印してください。  
9 申請者が法人の場合は、担当者の情報を記入し、法人の印鑑を押印してください。

10 他の補助金等の交付状況についてチェックしてください。  
11 地方公共団体が交付する補助金とは併用可能な場合があります。ただし、社会資本整備総合交付金の効果促進事業により工事費に補助の上乗せを行っている場合は併用できないため、地方公共団体に確認ください。

12 耐震改修を実施したことを証明する添付書類をチェックしてください。  
13 「住宅耐震改修証明書(所得税用)」とは「租税特別措置法第41条の19の2第1項に基づく証明書」です。  
14 「固定資産税減額証明書(固定資産税用)」とは「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書」です。  
15 共同住宅等の場合、戸別申請はできません。一括申請をご利用ください。  
16 共同住宅等の場合、省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書以外は利用できません。

17 耐震改修を申告する際の注意事項です。  
18 必ずお読みください。

省エネ住宅ポイント (指定)

**リフォーム** **耐震改修申告書**

省エネ住宅ポイント事務局 宛  
省エネ住宅ポイントの申請にあたり、耐震改修について以下のとおり申告します。

平成 27 年 7 月 20 日

申請者氏名 **共同 太郎** (共同)

申請者 現住所 〒100-000X **東京都千代田区〇〇町5-5-5**

**エコレジデンス 101**

電話番号 **03 - 9898 - ××××**

---

リフォームした住宅の所在地 (共同住宅の場合は建物名も記入) 〒100-000X **東京 千代田 市 〇〇町5-5-5**

建物名 **エコレジデンス**

住宅の種別  戸建住宅  共同住宅等 (総戸数: **20** 戸)

耐震改修に関する他の補助金等の交付を受けている  はい  いいえ

他の補助金等の交付状況  当該住宅の耐震改修に要した額  他の補助金等で交付を受ける額  $\geq 150,000$ 円

耐震改修証明書の種類  省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書  住宅耐震改修証明書(所得税用)\*1のコピー  固定資産税減額証明書(固定資産税用)\*2のコピー

※共同住宅等の場合、省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書以外は利用できません。

＜注意事項＞  
○申告後、他の補助金等で交付を受ける額が変更されるなど耐震改修のポイント発行要件を満たさない変更が生じた場合、速やかに事務局にご連絡ください。ポイントの発行停止・取り消し、または既に発行・交換されたポイント相当を返還していただく場合があります。  
○事務局は、省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書および住宅耐震改修証明書の発行を行った機関等に対して、証明の根拠となった書類の一部または全部について、開示を求める場合があります。

平成27年7月版